

## 意見陳述書

2008年6月16日

仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

以下の通り、意見を申し述べます。

1. 自家用車利用による県内旅費の支出は、全て支払い証明（自己証明）によって処理されている。しかも、どこで、誰に会って、どんな調査をしたのかは一切記載がない。これでは、調査自体があったのか、政務調査にふさわしいものであったかどうか、市民には検証する術がない。各議員から詳細な説明を求め、説明できないケースや、単なる儀礼的な会合への出席のようなケース等は違法・不当支出と認定すべきである。

簡便計算方法での自家用車使用の場合の県内旅費の支給によって、県条例による1km37円の場合と比較して、88,768,532円が過剰に支出されている。この傾向は16年度、17年度、18年度と3年間同じであり（事実証明書1、13、14）、いずれも倍率は5倍以上となっている。こうした違法事態を放置しておくことは、もはや許されない。直ちに違法支出分の返還と条例改正の勧告を出すべきである。

2. 海外視察の内、自民党・県民会議の会派支出の2件は、振込み書の金額と政務調査費の支出金額が違っており（事実証明書15、16）、政務調査費の支出の内訳明細が明らかにされていない。また2件とも議会派遣の海外視察と同じ行程の視察である。現地での宿泊費、交通費、通訳・ガイド料などの経費はどのように分担し支出されたのか、それぞれの旅行についての旅行会社の請求書をもとに、厳密に監査されるべきである。また、旅行内容が政務調査に値するものであったかどうか、仔細に監査すべきである。

3. 県外視察も支払い証明（自己証明）によって処理されており、どこで、誰に会って、どんな調査をしたのか、全く記載がない。視察がその後どのように県政に活かされたのかもわからない。視察旅行が実際にあったのかも含めて、厳密な監査が行われるべきである。

また、ほとんどの議員が旅費規程に基づいて支出しているが、実際にかかった費用を支出する方式に改めるべきである。最近格安のパック旅行のチケットも販売されており、経費節約の観点からも実費補填方式への転換を進めるべきである。交通会社等からの領収書の徴収も容易で、改正に何ら障害はないはずである。加えて、旅費規程での支給分には日当も含まれているが（事実証明書17、18）、政務調査は議員が自発的意思により行うものであるから、日当を支給する根拠はないと言うべきである。

4. 明細不記載の資料購入費の違法・不当性は、従来から指摘しているところであるが、今回は記載内容からも問題がある例をいくつか指摘しておきたい。事実証明書4の2P寺島議員の婦人家庭、4P渡辺議員のシルクロード紀行代、7P～9P加賀議員の児童書、芸術、文芸書、豪華本など、12P熊谷議員の児童書、同本多議員の文芸書、16P千葉議員の文芸書など。

5. 大量の週刊誌購入者の内加賀議員は、事実証明書4の方でも雑誌・週刊誌を頻繁に購入しており、あわせて実態を明らかにする必要がある。

6. 明細不記載の事務費は、政務調査費に必要な物品であることが立証されない限り、違法・不当支出と認定されるべきである。

7. 広報費については、100%政務調査用の広報であり、議員個人や会派、政党・政治団体等に関する内容が一切ないことが立証されない限り、違法・不当支出と認定されるべきである。

いくつか具体的な指摘をしておく。事実証明書7の1P外崎議員とのさきNEWSは、議員個人の情報や政党の情報を掲載している可能性がある（事実証明書19）。そうした場合には政務調査費からの100%支出は許されない。

1～2P佐藤光樹議員については、佐藤議員の県議会だより第14号夏号（平成18年8月発行、事実証明書20）には「宮城県信用保証協会理事に就任」および「リトルリーグ・塩釜リーグ顧問就任」の記事がある。いずれも政務調査に無関係である。第15号秋号（平成18年11月発行、事実証明書21）にも同様の記載がある。第16号冬号（平成18年12月発行、事実証明書22）の1面は「第3回佐藤光樹県政報告会・懇親会開催」の数行の記事と来賓の知事・市長・国会議員らの顔写真、本人の顔写真、懇親会の写真で埋められている。明らかに翌年春の選挙を意識し、議員個人をアピールすることを狙ったものであり、政務調査とは無関係である。第17号新春号（平成19年1月発行、事実証明書23）は、後援会と議員個人売り出しの号そのものである。第18号（平成19年2月発行、事実証明書24）も大半が議員個人のアピールについやされている。こうした内容の広報紙の紙代、印刷インク代、チラシ折込料等の経費に政務調査費から100%の支出がなされているのである。その違法・不当性は余りにも明らかと言わねばならない。11月11日の実質選挙に向けた決起集会の会場費等の支出も同様である。

5P相沢議員の県政報告会は政治資金管理団体の主催するものであり、50パーセントの支出も適当ではない。

6P長谷川議員のHPには、自己紹介、育てる会のページがある（事実証明書25）。議員個人や、後援会の記事のあるHPの更新料を100%政務調査費から支出するのは適当で

はない。

6～7Pの小野隆議員のフロンティア宮城県議会広報代は、事実証明書26の佐々木敏克議員の広報紙と同様の体裁の広報紙の発行経費と推定される。もしそうであるならば、フロンティアみやぎ会員氏名のように、政務調査と無関係の記載もあり、100%政務調査費からの支出は妥当でない。

11P坂下康子議員のHPには、政党の情報や議員個人の情報が掲載されている（事実証明書27）。したがって、100%政務調査費の支出は不可である。

13Pの社民党県議団のHPは容易に社民党宮城県連合のHPにアクセスできるようになっており、また議員名をクリックすると、本多議員の場合は、後援会情報も見ることができるようになっている（事実証明書28）。このように、政党情報、労働団体情報、後援会情報等にアクセスできるHPに、100%政務調査費を支出することは許されない。

他の議員の広報費100%支出の実態もこれと変わらないであろうことは、容易に推察できる。各議員から現物を提出させ、厳正な監査をすべきである。

8. 事務所を政務調査だけに使っているなどというのは、詭弁の最たるもので、そういうのであれば、使用実態についての証拠を示すべきである。それを示せない100%、80%の支出については50%を超える分を違法・不当支出と認定すべきである。

9. 50%超の事務費も同様で、根拠を示せないものについては、50%を超える分を違法・不当支出と認定すべきである。会派の支出分について一言ふれておきたい。会派の控え室は、議員活動、政党活動、政務調査活動、あるいは場合によっては私的な活動もおこなわれる場である。したがって、そこで使われる事務費関連の備品等の経費に100%政務調査費を充てるのは適当ではない。

10. 50%超の人件費も同様である。50%超分は違法・不当支出である。会派控え室の事務員は、電話の応対やお茶出し等、こまごまとした政務調査と無関係の雑務にも従事しているはずで、100%政務調査費から支出するのは適当ではない。50%超分は違法・不当支出と認定されるべきである。

11. 会費の支出については2つのことを指摘する。

1つは事実証明書11の1、2Pの佐藤、小林両議員の「神道政治連盟宮城県本部議員連絡協議会」会員研修会会費25,000円の支出である。年に1回の支出であるから実質は年会費であろう。神道政治連盟はれっきとした政治団体であるから、政務調査費からの支出は許されざるものである。自民党・県民会議を中心に多くの議員が参加していると思われるのに、2人だけということは、ほかの議員は支出が不可であることを認識しているからであろう。

もう1つは4、7Pの菅原議員、袋議員の倫理法人会の会費支出である。倫理法人会は経営者の組織であり（事実証明書29）、個々の研修会の参加費ならいざ知らず、議員が政務調査費から年会費を払うのは適当ではない。

12. 事実証明書11の会場費等については、広報費のところでも述べたように、県政報告会等は複合的な性格を有しており、その会場費を丸ごと政務調査費から支出するのは適当ではない。4P百足議員の支出は、不足額に充てたということだが、全体の支出内容が一切不明であり、支出を認めることはできない。

以上